

中小企業被災資産復旧補助金

■趣旨■

- 令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した中小企業者の早期の事業再建を図るため、県の支援を受けながら、事業用資産の復旧に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

■補助対象者■

- 青森県東方沖地震により事業用の施設又は設備に被害を受けた八戸市内の中小企業者

■補助対象経費■

- 事業再開のために不可欠な事業用の施設又は設備の復旧をするのに要する経費

中小企業被災資産復旧補助金

■補助率・補助上限額■

- 補助率 3分の2
- 補助上限額 500万円

■事業費■

- 500,000千円 (補助金)
※今月30日に補正予算を専決処分予定。